五葉荘短期入所生活介護重要事項説明書

1.事業所の概要

事 業 所 名	高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホーム五葉荘
所 在 地	高知県高岡郡越知町越知甲946番地
管 理 者 名	北添　勝也
電 話 番 号	0889 - 26 - 3100
F A X 番 号	0889 - 26 - 3669
事業者指定番号	第3972500072号

2.設備の概要

定　　員		10名	
居室	個　室	4室	1室　9.4㎡
	2人部屋	1室	1室　22.54㎡
	4人部屋	1室	1室　27.77㎡
食　　堂		3ヶ所	201.06㎡(特養兼)
機能回復訓練		1ヶ所	平行棒、リハ用階段、肋木、滑車等
浴　　室		2室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
医　務　室		1室	(特養兼)

3.職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職　種		常　勤	非常勤	計
管　理　者		1 名(兼務)		1 名
医　　師			2 名	2 名
生 活 相 談 員		1 名(兼務)		1 名
栄　養　士		1 名(兼務)		1 名
機能訓練指導員		1 名(兼務)		1 名
介護支援専門員		1 名(兼務)		1 名
調　理　員		4 名(兼務)		4 名
事　務　職　員		2 名(兼務)		2 名
介護職員等	看護師	3 名(兼務)		3 名
	介護職員	24 名(兼務)	4 名	28 名
	(うち介護福祉士)	(21 名)(兼務)		(21 名)

(2) 主な職種の勤務体制

職　種	勤　務　体　制
医　　師	毎週火曜日、金曜日　13:00 ～ 17:00
精 神 科 医	第3金曜日　12:30 ～ 16:30
生 活 相 談 員	月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕　8:30 ～ 17:15
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝　7:00 ～ 15:45　3 名 以上 (特養兼務) 日中　9:30 ～ 18:15　7 名 以上 (特養兼務) 夜間　18:15 ～ 9:45　3 名 以上 (特養兼務)
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中　8:30 ～ 17:15　3 名 (特養兼務)
機能訓練指導員	月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕　8:30 ～ 17:15

※ 但し、土日は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

① 採用時研修　　採用後１ヶ月以内

② 継続研修　　年１回

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

＜サービスの内容＞

種　　類	内　　容
食　　事	・栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。） ・食事は、できるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 （食事時間） 朝食　　7:00 ～ 8:00 昼食　　12:00 ～ 13:00 夕食　　17:00 ～ 18:00
排　　泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日4回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入　　浴	・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、又は低下を防止するための訓練を実施します。
非常災害対策/感染予防	・地震、土砂災害、火災等の災害発生時や感染症発生時には、対応施設マニュアルに沿って行動し、利用者様の安全確保に努めます。
健康管理	・医師や看護職員が健康管理を行います。
そ の 他	・寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金及びご利用日数＞

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

要　介　護　度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費(10割)1日当り		6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
自己負担額	介護サービス費自己負担(1割)	603円	672円	745円	815円	884円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ　(22円)	625円	694円	767円	837円	906円
	処遇改善加算Ⅱイ(15.9%)	99円	110円	122円	133円	144円
	介護サービス費加算込　約	724円	804円	889円	970円	1,050円
	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	滞在費(多床室)2･4人部屋	0円	430円	430円	530円	915円
	食　　費	300円	600円	1,030円	1,360円	1,545円
	第1段階　　1日	1,024円	1,104円	1,189円	1,270円	1,350円
	第2段階　　1日	1,754円	1,834円	1,919円	2,000円	2,080円
	第3段階①　1日	2,184円	2,264円	2,349円	2,430円	2,510円
	第3段階②　1日	2,614円	2,694円	2,779円	2,860円	2,940円
	第4段階　　1日	3,184円	3,264円	3,349円	3,430円	3,510円
	療養食加算(日額23円)	医師が指示する利用者に限り加算されます。				
送迎に係る負担額		1回(片道)　184円				
食費内訳		朝　400円	昼　600円	夕　545円		

自己負担２割の場合

要　介　護　度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費(10割)1日当り		6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
自己負担額	介護サービス費自己負担(2割)	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ　(44円)	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円
	処遇改善加算Ⅱイ(15.9%)	192円	214円	237円	259円	281円
	介護サービス費加算込　約	1,398円	1,558円	1,727円	1,889円	2,049円
	滞在費(多床室)2･4人部屋	915円			食費内訳	昼　600円
	食　　費　(1日)	1,545円			朝　400円	夕　545円
	基準費用額　(1日)	3,858円	4,018円	4,187円	4,349円	4,509円
	療養食加算(日額23円)	医師が指示する利用者に限り加算されます。				
送迎に係る負担額		1回(片道)　368円				

送迎区域	佐川町、越知町、仁淀川町

(2)介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

種　　類	内　　容	利用料金
理　　髪	理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	実　　費
30日を超える場合	介護サービス費、居住費、食費、加算分が全額（10割）負担となります。（他施設からの継続利用含む）	実　　費

(3)利用料金の支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日頃までに請求しますので、月末までにお支払ください。

窓口で現金払い。

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、利用料金と自己負担金との差額の払い戻しを受けることができます。

5.キャンセル

(1) 利用者がサービスのご利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話）： 0889‐26‐3100 五葉荘

6.営業日

営 業 日	年中無休

7.当事業所の運営方針

五葉荘は、老人福祉法の基本理念を基幹として、入所者に健全な環境と適切なサービスを提供し、生きがいと安らかで安定した生活の場を施設の理念として、入所者の福祉の増進につとめる。

8.協力医療機関

契約病院	山崎病院	越知町越知甲1955	26-1123

その他医療機関	所在地	診療科
清和病院	高岡郡佐川町乙1777	精神科
わだ眼科皮膚科	高岡郡佐川町甲1351-1	皮膚科

9.協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡林歯科	高岡郡佐川町乙1839-1

10.相談窓口、苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

五葉荘お客様相談窓口	電話番号	0889-26-3100
	FAX番号	0889-26-3669
	相談員	前田 敬子
	対応時間	8:30～17:15(土、日、祝日をのぞく)

(2)日々の小さな苦情に迅速に対応するため、第三者の苦情相談員を設置しています。

苦情相談員氏名	西森 文江	井上 るみ
電 話 番 号		

(3)公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	高岡郡越知町越知甲1970
	電話番号	0889-26-1115
	FAX番号	0889-26-3777
	対応時間	8:30 ～ 17:15 (土、日、祝日をのぞく)
高知県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地	高知市丸の内2丁目6番5号
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	8:30 ～ 17:15 (土、日、祝日をのぞく)

11.事故発生時の対応

(1)　事故の状況に応じ、迅速に対応します。（救急車要請、通院、往診要請）

(2)　ご家族、市町村及び居宅支援事業所に連絡を入れます。

(3)　賠償責任事故の場合は、速やかに対処します。

(4)　事故状況及び対応の内容について報告すると共に記録に残します。

12.第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	令和　　年　　月　　日
実施評価機関名	
評価結果の開示状況	無し

13.施設利用にあたっての留意事項

面会時間	7:00～21:00　来訪者は、職員にお声がけをお願いします。
通院	事故や緊急時以外の通院は利用者及びご家族の責任でお願いします。
外出	外出される場合には、事前にお申し出ください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
迷惑行為	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、他者へ危害を加える行為等がある場合は、利用を停止させて頂く場合があります。
各種ハラスメント等	各種ハラスメント等の行為に対し注意や警告があったにも関わらず改善されない場合は契約解除等を行う場合があります。
金銭、貴重品の管理	高額な現金は管理出来ません。
宗教活動	他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。

14.高吾北広域町村事務組合の概要

名　　称		高吾北広域町村事務組合
代　表　者　氏　名		組合長　小田　保行
本部所在地・電話		高岡郡越知町越知甲2129番地7　　0889-26-2121
業務の概要	生活環境事業	消防、し尿処理、ごみ処理、火葬場
	社会福祉事業	特別養護老人ホーム(3ヶ所)、養護老人ホーム 障害者支援施設

15.その他

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

介護老人福祉施設契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者　所 在 地　高岡郡越知町越知甲946番地

事業所名　特別養護老人ホーム五葉荘

説 明 者　前田 敬子　　㊞

介護老人福祉施設契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　住　所

氏　名　　㊞

（代筆者）住　所

氏　名　　㊞　（続柄）